

イーストスプリング US投資適格債ファンド・ 為替ヘッジ付(年2回決算型) 愛称: USAボンド

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年2回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- 本書により行う「イーストスプリングUS投資適格債ファンド・為替ヘッジ付(年2回決算型)」(以下「当ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月21日に関東財務局長に提出しており、2026年7月22日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>				
委 託 会 社 名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社			
設 立 年 月 日	1999年12月1日			
資 本 金	649.5百万円(2026年4月末現在)			
運用する投資信託財産の合計純資産総額	7,308億円(2026年4月末現在)			

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として米ドル建ての債券を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

ファンドの特色

1 主として、米国の債券市場において発行された米ドル建ての投資適格債券に投資を行います。

- ▶ 「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJ」_{JDM} (hedged) (以下「USIGボンド・ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、米国の債券市場において発行された米ドル建ての投資適格債券に投資を行います。

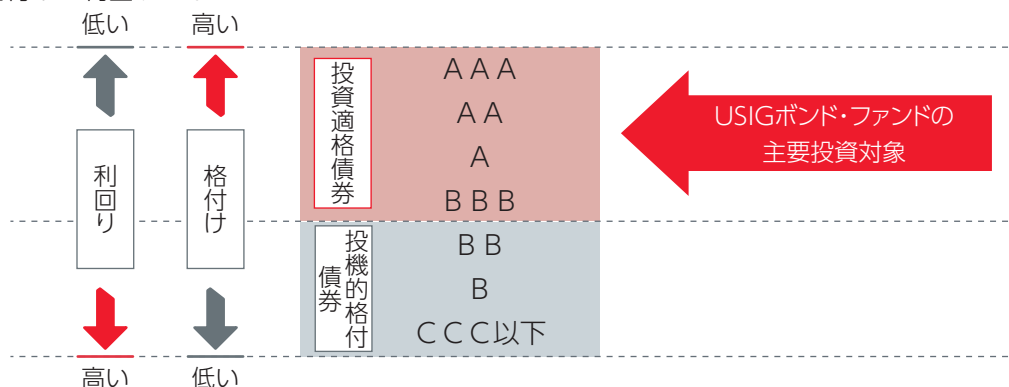
「USIGボンド・ファンド」の投資対象

- ◆ 主として、米国の債券市場において発行されたBBB-相当以上の米ドル建ての投資適格債券とします。

「投資適格債券」とは:

債券およびその発行体等のなかには、債務履行(元本および利子の支払い)の確実性の程度により、第三者機関によって格付けされているものがあります。BBB-相当以上に格付けされている債券は「投資適格債券」と呼ばれます。

<格付けと利回りのイメージ>



※格付けの表記には例としてS&Pのものを使用。+/-の符号は省略。

- ◆ 投資適格債券の中でも社債を中心に投資を行います。
なお、米国債、資産担保証券、不動産担保証券にも一部投資を行うことがあります。
- ◆ 原則として、取得時においてBBB-相当以上の格付けを有する債券に投資を行います。BBB-相当より格付けが下がった債券について継続して保有することは可能とします。ただし、当該債券への追加投資は行いません。

2 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。

- ▶ 「USIG債券・ファンド」において対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

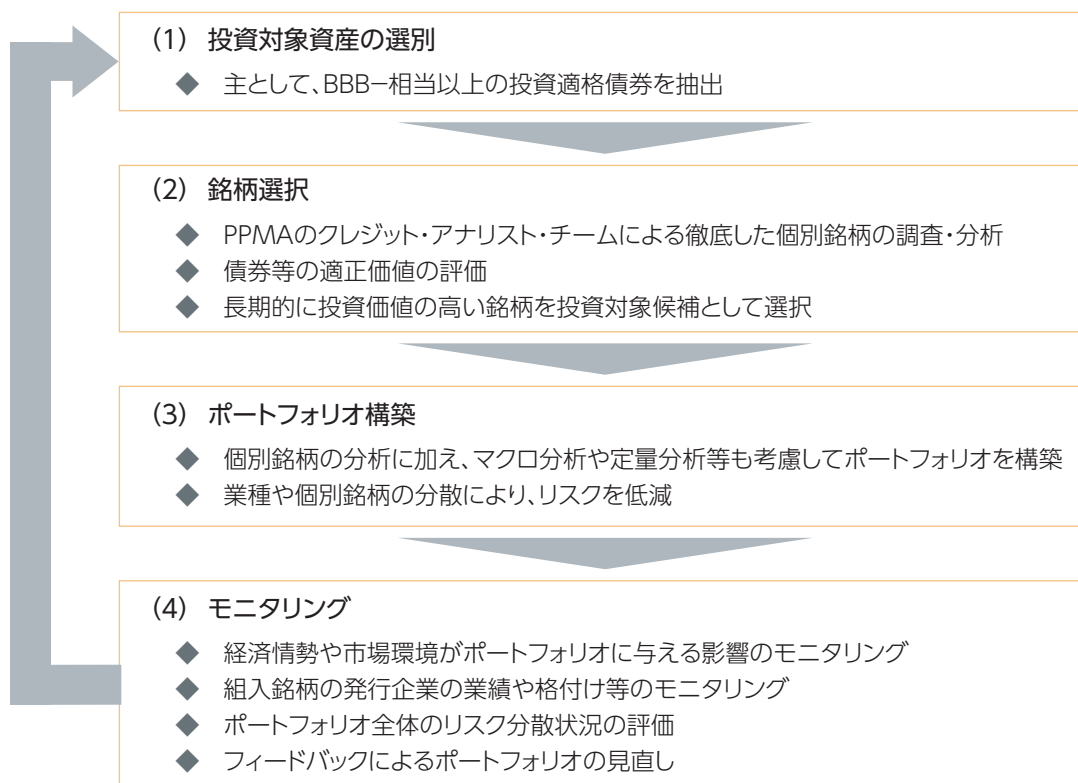
3 「USIG債券・ファンド」の運用は、ピーピーエム アメリカ インク (PPMA) が行います。

- ▶ 債券運用のスペシャリストであるピーピーエム アメリカ インクが運用を行います。
- ▶ 格付機関や外部のアナリストの評価に依存せず、クレジット・アナリスト・チームが徹底した個別銘柄の調査・分析を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、企業評価に加えて業種や個別銘柄の分散に配慮した銘柄選択およびポートフォリオ構築を行います。

<ピーピーエム アメリカ インクについて>

- ・シカゴに本拠地を置き、運用資産総額は約937億米ドルに上ります(2025年12月末現在)。
- ・安定性が重視される生命保険や年金等の運用に高い実績を持ち、特に債券の運用に強みがあります。

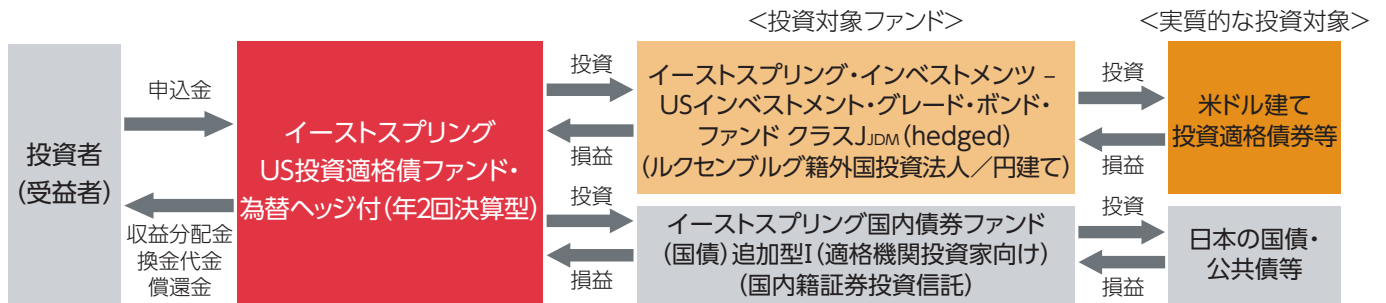
「USIG債券・ファンド」の運用プロセス



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ▶ 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンドクラスJ_{DM}(hedged)」への投資比率を高位に保ちます。



収益分配方針

- 原則として毎年4月21日および10月21日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<追加的記載事項>

以下の記載事項は、2026年4月末現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

投資対象ファンドの概要

フ ァ ン ド 名	イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJ _{JDM} (hedged)	
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表 示 通 貨	日本円	
主 な 投 資 対 象	米国の債券市場で発行されたBBB-相当以上の米ドル建ての投資適格債券(ヤンキー債、グローバル債を含みます。) ヤンキー債：米国以外の国籍の発行体(国際機関を含む)が米国債券市場で発行する米ドル建て債券 グローバル債：ユーロ債券市場や米国債券市場等の2つ以上の市場において同時に発行される債券	
ベンチマーク	ICE BofA USコーポレートBBB3-A3格インデックス [*]	
ファンドの関係法人	運 用 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	投 資 顧 問 会 社	ピーピーエム アメリカ インク
	管 理 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ(ルクセンブルグ)S.A.
運用の基本方針	・主として、米国の債券市場において発行されたBBB-相当以上の米ドル建ての投資適格債券(ヤンキー債、グローバル債を含みます。)に投資を行います。 ・原則として、取得時においてBBB-相当以上の格付けを有する債券に投資を行います。BBB-相当より格付けが下がった債券について継続して保有することは可能とします。ただし、当該債券への追加投資は行いません。 ・運用の効率を高めるため、または有価証券の価格、為替等の変動による影響を低減するために先物、オプション等のデリバティブを用いることがあります。[*] ・原則として、米ドル建ての資産について対円での為替ヘッジを行います。 ・ピーピーエム アメリカ インクは精緻なクレジット分析を用いて、銘柄選択と種別選択を重視した運用を行います。	
申 込 手 数 料	ありません。	
運 用 報 酬	年率0.2%	
管 理 費 用 等	年率0.1%程度	
その他の費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設 立 日	2004年11月10日	
決 算 日	毎年12月31日	

フ ァ ン ド 名	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	
形 態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表 示 通 貨	日本円	
主 な 投 資 対 象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	ICE BofA 国債インデックス(1-10年債) [*]	
ファンドの関係法人	委 託 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投 資 顧 問 会 社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社
申 込 手 数 料	ありません。	
信 託 報 酬	年率0.22%(税抜0.2%)	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設 定 日	2002年8月26日	
決 算 日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)	

^{*}デリバティブを利用する場合は、投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変更及び金利変動によるリスクを減じる目的、および為替変動によるリスクを減じる目的で利用します。

^{*}ICEの指数データは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社(以下「ICE Data」)及び／またはその第三者サプライヤーの財産です。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券を実質的な投資対象としますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。また、期限前償還の条項がある債券等に投資する場合は、償還差損が発生する可能性や再投資リスク等があり、基準価額の変動要因となります。



信用リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があります。



為替変動リスク

主要投資対象とする投資信託証券において、主に米ドル建ての資産に投資しますが、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全にヘッジすることができるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響をすべて排除できるものではありません。外国為替の予約取引等により為替ヘッジを行うため、為替市場の需給環境により日米の短期金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。基準価額の下落要因となることがあります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



デリバティブリスク

主要投資対象とする投資信託証券において、先物、オプション等のデリバティブを用いることがあります。デリバティブは運用の効率を高めるため、または有価証券の価格、為替等の変動による影響を低減するために用いられるものですが、市場の動向によっては本来の目的を十分達成できない場合があります。また、デリバティブはその基礎となる有価証券の価格等の動きを超えて変動する場合があります。結果として基準価額に影響を与えることがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。



リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。

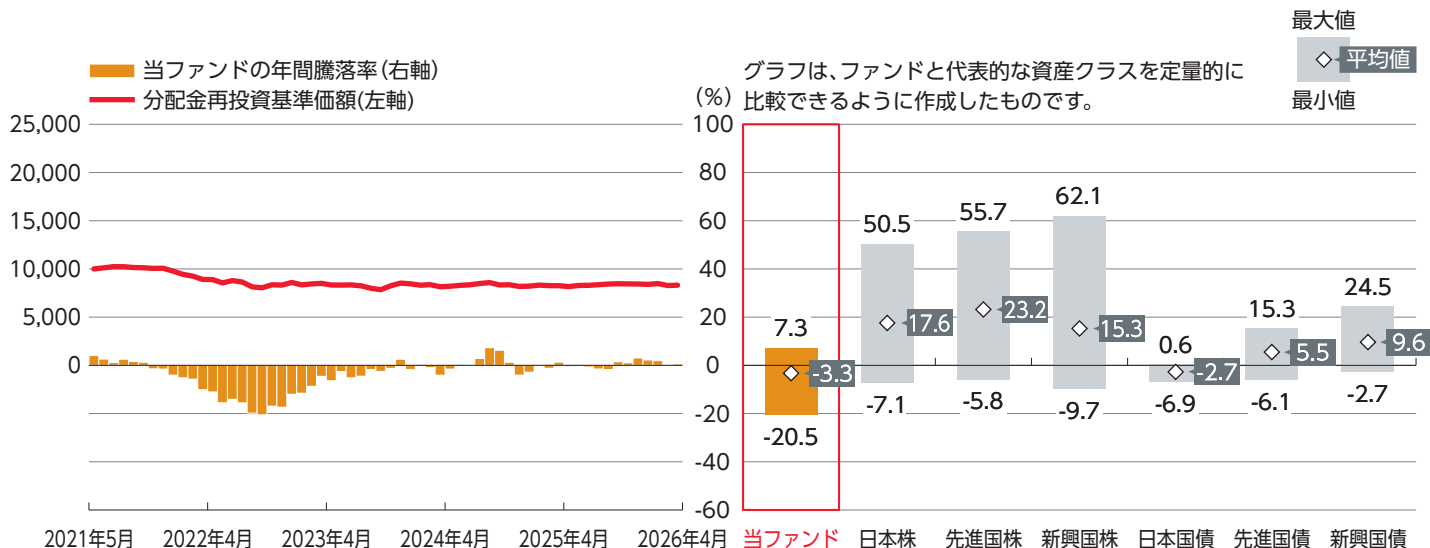
《参考情報》

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

2021年5月末～2026年4月末

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年5月末～2026年4月末



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年5月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株	配当込みTOPIX	配当込みTOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、配当込みTOPIXの数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

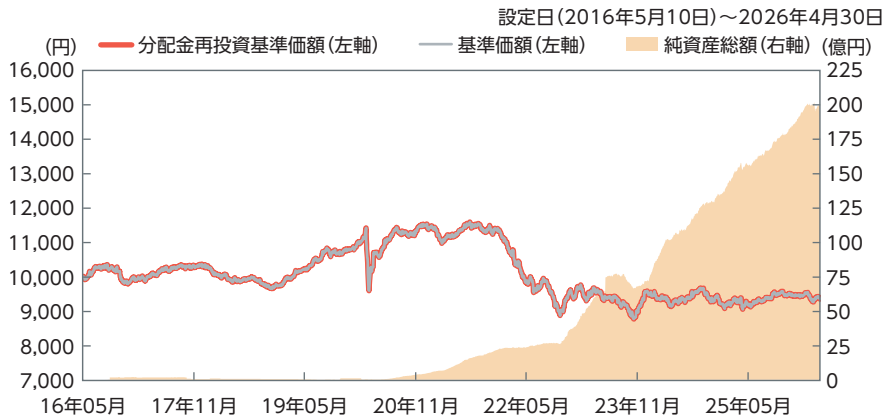
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

3

運用実績

2026年4月30日現在

■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

基準価額	9,359円
純資産総額	199.0億円

■分配の推移

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2026年 4月	0円
2025年10月	0円
2025年 4月	0円
2024年10月	0円
2024年 4月	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

■主要な資産の状況

資産の種類	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド クラスJ _{DM} (hedged)	97.5
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.1
現金・その他	2.5

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
社債	95.1
国債	3.6
政府機関債	0.0
その他証券	0.0
現金・その他	1.4

※比率は、「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド」の純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

※その他証券にはABS(資産担保証券)等が含まれます。現金・その他には先物等が含まれることがあります。

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	利率(%)	償還日	比率(%)
1	米国債	国債	4.000	2028/02/29	1.8
2	米国債	国債	0.000	2026/07/16	1.2
3	エクイタブル・アメリカ・グローバル・ファンディング	保険	4.950	2030/06/09	0.7
4	シティグループ	銀行	5.174	2036/09/11	0.7
5	コアブリッジ・グローバル・ファンディング	保険	4.650	2027/08/20	0.7
6	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	銀行	4.995	2030/07/22	0.7
7	クエスト・ダイアグノスティクス	ヘルスケア	4.625	2029/12/15	0.7
8	AT&T	通信	2.250	2032/02/01	0.7
9	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	銀行	4.505	2028/10/22	0.6
10	ゴールドマン・サックス・グループ	金融	4.369	2031/10/21	0.6

※比率は、「イーストスプリング・インベストメンツ - USインベストメント・グレード・ボンド・ファンド」の組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

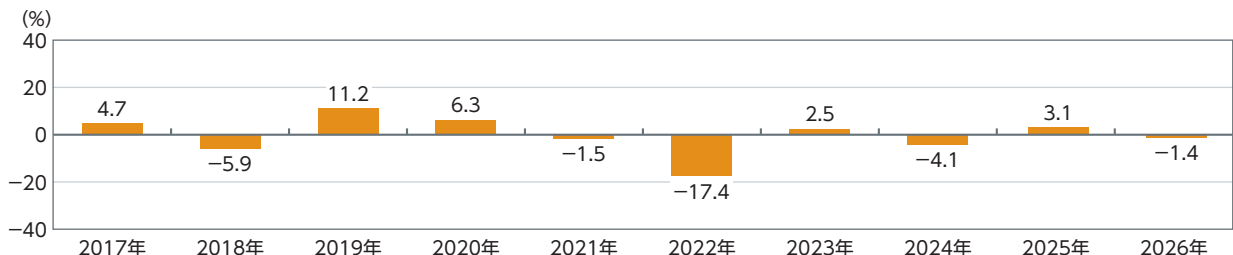
※業種は、ICE BofAの業種区分に準じて表示しています(一部当社の判断に基づく分類を採用)。

※銘柄名は、当社が翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。

※償還日に「-」と表示されている銘柄は償還期限の定めのない永久債です。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2026年は、4月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

4 手続・手数料等

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグの金融商品取引所の休業日 ②ルクセンブルグの銀行休業日 ③ニューヨーク証券取引所の休業日 ④ニューヨークの銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 の 申 込 期 間	2026年7月22日から2027年1月21日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、また信託財産の効率的な運用を維持するため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、一定の金額または純資産総額に対し一定の比率を超える大口の換金に制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信 託 期 間	無期限(2016年5月10日設定)
繰 上 償 還	・主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還されます。 ・以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①純資産総額が10億円を下回るようになった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年4月21日および10月21日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	原則として毎年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に「USA債券」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率0.693%(税抜0.63%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の 基準価額に反映されます。信託財産からは毎 計算期末または信託終了時に支払われます。		信託報酬= 運用期間中の基準価額×信託報酬率
		<当ファンド①の配分>		
		委託会社	年率0.220%(税抜0.20%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年率0.440%(税抜0.40%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価
		受託会社	年率0.033%(税抜0.03%)	ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価
	投資対象とする 投資信託証券②	年率0.300%程度 ※このほか、監査費用、組入有価証券の売買時の売買手数料等がかかります。		
	実質的な負担 (①+②)	年率0.993%程度(税込)		
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用 報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映され ます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われま す。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における 資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信 託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に 料率・上限額等を表示することができません。			監査費用: 監査法人等に支払うファンドの監査に かかる費用 売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に 支払う手数料 保管費用: 有価証券等の保管等のために海外銀行 に支払う費用

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 及 び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報》ファンドの総経費率

対象期間：2025年10月22日～2026年4月21日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.00%	0.69%	0.31%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。また、監査費用等がかかる場合がありますが、その他費用には含まれていません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

